Q1 対象となる事業者は。

貨物自動車運送事業法の許可を受けた者で、次のいずれにも該当する方が交付の対象になります。

- ① 市内に本社、事業所等を有し、主な事業として、トラック等運送業(※)を現に営んでいる 中小企業者である法人又は個人であること。
 - ※貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号。)第2条の貨物自動車運送事業(一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業)
- ② 申請日時点においてトラック等運送業を継続し、かつ、支援金の交付を受けた後もトラック 等運送業を継続する意思があること。
- ③ 令和5年度及び令和6年度において納付すべき市税等について滞納がないこと。
- ④ 暴力団等でなく、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと(法人にあっては 代表者及び役員)。

Q2 中小企業者の定義は。

以下の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数(※)」のいずれかを満たす事業者又は個人事業主をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下

※中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。

Q3 個人事業主で市外在住だが、事業所の所在地が市内の場合は対象になるのか。

事業所の所在地で判断します。事業所の所在地が市内の場合は対象となります。

Q4 本社が青森県外にあるが、支援金の対象となるのか。

本社が市外であっても、市内に事務所等がある中小企業者(資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下)であれば対象となります。

Q5 どのような車両が対象となるのか。

交付対象者が営むトラック等運送業の用に供する車両のうち、以下の要件を全て満たすものが対象になります。※被牽引車及び霊柩車を除く

- (1) 主として貨物の運搬に用いる車両であること。
- (2) 令和6年4月1日時点で登録されている車両であること。
- (3) 自ら使用権原を有する車両であること。
- (4) 自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に市内の住所が記載されている等、市内を 拠点として使用されていると認められる車両であること。

Q6 市内と市外に営業所があるが、市外の事業所の車両も対象になるのか。

自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に市内の住所が記載されている等、市内を拠点として使用されていると認められる車両のみが対象となります。(自動車検査証の使用者の住所が 弘前市で使用の本拠の位置が同じ場合は、「***」と表記されています。)

Q7 リース車両は対象となるか。

リース契約等に基づき、自ら使用権原を有する車両であれば対象となります。

Q8 トレーラ(被牽引車)も申請できるのか。

トレーラ(被牽引車)も申請できますが、対象となるのはトラクタ(牽引車)のみです。

Q9 令和6年4月1日時点で登録されている車両が対象とあるが、4月2日以降に抹消 登録した車での申請は可能か。

令和6年4月1日時点で登録されていた車両であれば申請できます。その場合は、最寄りの 運輸支局または自動車検査登録事務所で「登録事項等証明書(詳細証明)」を取得してくださ い。(有料)

https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/am/am-sub02-009.html

軽自動車の場合は、軽自動車検査協会で「検査記録事項等証明書」を取得してください。 (有料)

https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000065.html

Q10 申請する車両台数に1社あたりの上限はあるのか。

申請する車両台数に上限はありません。対象となる車両はすべて申請できます。

Q11 個人でトラックを所有して荷物の運搬を行っているが、対象となるのか。

トラック等運送業の許可を運輸局から得ており、交付対象車両の要件を満たす場合は対象となります。なお、白ナンバーの自家用トラック等で依頼主から料金を徴収し荷物を運搬する行為は、禁止されております。

Q12 燃料費高騰の影響等で現在休業しているが、対象となるか。

申請日時点で現に営業していなければ対象となりません。

Q13 タクシー事業者として、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づき、 食料等に限り有償で貨物運送を行っているが、対象事業者に該当するか。

対象となる事業者は、市内に本社、事業所等を有し、主な事業として、トラック等運送業を現 に営んでいる中小企業者である法人又は個人としております。タクシー事業者は一般乗用旅客 自動車運送事業が主な事業となり、特例措置として貨物運送を認められておりますので、対象 外となります。

Q14 車を使用したフードデリバリーを行っているが、支援対象となるのか。

トラック等運送事業者(貨物自動車運送事業者(一般・特定)及び貨物軽自動車運送事業者)が交付対象車両の要件を満たす車両を使用し行っていれば対象となります。

Q15 車検証の用途が「貨物」ではなく、「特種」になっている場合は、支援対象となるか。

トラック等運送業の用に供する車両で、交付対象車両の要件を満たす車両であれば対象となります。

〈特種車両の例〉

粉粒体運搬車、タンク車、現金輸送車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷 凍車、活魚運搬車、保温車、販売者、散水車、塵芥車、糞尿車等

※上記が一律に支援対象となるわけではなく、個別に要件に合致するか判断させていただきます。

Q16 申請書類は何か。

申請書類は、令和6年度弘前市トラック等運送業事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に下記の書類を添付してご提出ください。

- ① 申請車両一覧表(様式第2号)
- ② 交付対象車両の自動車検査証の写し
- ③ 営業の実態を確認できる書類(次のいずれかをご提出ください。)
 - ・<法人の場合>法人税確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写し
 - <個人の場合>確定申告書B第一表の写し
 - ※事業種目欄に「運送業」等の記載があり、貨物自動車運送事業を行っていることが わかるもの
 - ※受付印又は受信通知等のあるもの(e-Tax により申告している場合は、受信通知画面の写しをご提出ください。)
 - ・貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し
 - ※受付印のあるもの
 - ・過去1年間において取引がわかる書類の写し 等
 - ※荷主が発行した「運送状」や「運送依頼書」、「運賃支払い明細」、又は「運転日報 (荷主名が記載されているもの)」等
- ④ 同意書兼誓約書(様式第3号)
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し
 - ※通帳のオモテ面と通帳の表紙を1ページめくった見開きの両方をご提出ください。

Q17 営業の実態を確認できる書類にある「貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条第1項に定める事業実績報告書」とはどのような書類ですか。

毎年4月1日から3月31日までの期間に係る事業内容、輸送実績などを記載し、7月10日までに管轄の運輸支局へ提出することとなっている書類です。運輸支局へ提出済(受領印押印のもの)の書類の写しを添付してください。

Q18 トラクタ(牽引車)の申請車両一覧表への最大積載量はどのように記載すればよいか。

車検証の最大積載量の欄に、「38000[11000]kg」といった記載がありますが、この場合、牽引可能重量である 38000kg を最大積載量の欄に記載してください。

Q19 創業したばかりで確定申告をしていないがどうすればよいか。

貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項に定める事業実績報告書等の写し(貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。))のほか、過去1年間の中から取引がわかる書類の写し(貨物運送に係る契約書等)、法人設立届出(法人の場合)の写し、開業届出書(個人の場合)写しなど、営業の実態を確認できる書類をご提出ください。

Q20 市内に複数の事業所等がある場合の書類の提出方法は。

本社が事業所等の申請をとりまとめ、一括で申請してください。

Q21 市外に本社がある場合の書類の提出方法は。

本社から申請してください。(営業所等からの申請は不可)

Q22 税金の滞納等について、いつの分が対象となるのか。

令和5年度及び令和6年度分となります。

Q23 申請は先着順ですか。

先着順ではありません。申請期間中に申請されたものはすべて対象となります。6月30日までに申請を終えてください。(当日消印有効。)

Q24 申請されてからどのくらいの期間で支給されるのか。

申請書類等が全て揃ってから 3 週間程度で支給となります(申請受付後 2 週間程度で支給の可否を決定し、その後 1 週間程度で口座に振込となります)。なお、書類等に不足がある場合は、更に時間を要することとなりますので、申請書(様式第1号(第6条第1項関係))の裏面の地添付書類一覧(チェックリスト)で確認のうえ、不足のないよう提出をお願いいたします。

Q25 申請方法はどのようになるのか。

原則として郵送とさせていただきます。

Q26 申請書類の入手方法は。

原則、弘前市のホームページからダウンロードしていただくこととしております。

インターネット環境がなく、市役所への来庁等も難しい方につきましては、その旨、ご連絡ください。

Q27 他の支援金と併せて給付を受けることは可能か。

本支援金の目的は、市内のトラック等運送業者の事業の継続を支援し、地域の安定した貨物輸送力を確保することとしておりますので、他の支援金と併せて給付を受けることは可能です。

Q28 振込先の口座は。

法人の場合は、法人名義の振込口座となります。また、個人の場合は、申請者本人の個人名 義の振込先口座となります。

Q29 振込先の口座がネットバンクの場合、添付書類はどうすればよいか。

電子通帳など、紙媒体の通帳が無い場合は、口座情報がわかる WEB ページの画面コピー等をご提出ください。

Q30 営業の実態を確認できる書類にある「過去1年間において取引がわかる書類の写し 等」とは具体的にどのような書類ですか。

令和5年4月1日~令和6年4月1日の間に荷主が発行した「運送状」や「運送依頼書」、「運 賃支払い明細」など、または「運転日報(荷主名が記載されているもの)」です。

Q31 フードデリバリー等の仕事の依頼、受託、報酬明細などはすべてスマートフォンアプリで行われるため、紙による書類がありません。

スマートフォンアプリのスクリーンショットをプリントアウトし、添付書類としてください。その場合、申請者の会社名や氏名が表示されているものとしてください。

Q32 添付書類に「申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し」とあるが、支援金の振 込先が当座預金なので通帳がありません。

金融機関が発行する「当座預金取引照合表」の写し、または「小切手帳の表紙」の写しなどの口座番号がわかる書類を添付してください。

Q33 添付書類に「申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し」とあるが、支援金の振 込先が当座預金なので通帳がありません。

金融機関が発行する「当座預金取引照合表」の写し、または「小切手帳の表紙」の写しなどの口座番号がわかる書類を添付してください。

Q34 電子車検証の場合、添付書類はどうすればよいか。

令和 5 年 1 月 4 日以降に新規登録や継続検査等で、新しく車検証が発行される場合、従来よりも小さいものが渡されておりますが、それでは「使用の本拠の位置」や「自動車検査証の有効期間」などを確認することができません。

そのため、電子車検証の発行時、同時に渡される「自動車検査証記録事項」を添付書類として提出してください。

以上